

4 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 4 月 16 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、楠田主任、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、若林教育部次長、岡持 CIO 補佐官、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、石増教育施設課長、引野教職員課長、原田地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、大西教育 DX 推進課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長、圓山一条高等学校事務長、栗野地域教育課長補佐
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 （１）令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について （２）令和 7～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について （３）奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部改正について 2 議案 議案第 1 号 明治小学校の土地の用途廃止について 議案第 2 号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 3 その他報告事項 （１）奈良市立小学校におけるいじめ事象について 非公開	
決定取り纏め事項	1 教育長報告 （１）令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。	

	(2) 令和7～10年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (3) 奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部改正については、了承した。 2 議案 議案第1号 明治小学校の土地の用途廃止については、原案どおり可決した。 議案第2号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 3 その他報告事項 (1) 奈良市立小学校におけるいじめ事象については、報告を受けた。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。4月定例教育委員会を始めます。 本日は、令和6年度初めての定例教育委員会でございます。新年度に当たり、教育委員会事務局職員に異動がありましたので、紹介いたします。 教育部長より、順次お願いします。
教 育 部 長	4月から教育部長を拝命しました、垣見でございます。よろしくお願いいたします。新しい課長が着任しておりますので、順に紹介させていただきます。
教育政策課長	教育政策課長を拝命しました、土田です。どうぞよろしくお願いいたします。
教育施設課長	教育施設課長を拝命しました、石増でございます。よろしくお願いいたします。
地域教育課長	地域教育課長を拝命しました、原田と申します。よろしくお願いいたします。
保健給食課長	保健給食課長を拝命しました、高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	続きまして、梅田委員が教育委員として4月1日付けで再任されまし

	たので、ご報告いたします。梅田委員、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。
梅 田 委 員	失礼します。４月１日に、市長より辞令を頂戴いたしました。 教育のあり方であったり、様々な向かう方向性であったりが、大きなうねりのように動いている。そんな時期でもあるなと思っています。 教育行政、そして学校運営に対するレイマンとしての教育委員の１人として、その役割を担っていけるよう、しっかりと務めさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。 それではまず、事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 部 長	教育長。本日の地域教育課の案件の補助員として、地域教育課長補佐の栗野を出席させたいと思います。よろしくお願いいたします。
教 育 長	分かりました。栗野補佐は入室してください。 本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、４月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。３月臨時教育委員会の会議録の署名委員は柳澤委員です。柳澤委員、いかがでしょうか。
柳 澤 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。続いて、３月定例教育委員会の会議録の署名委員は新井委員です。新井委員、いかがでしょうか。
新 井 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告３件、議案２件、その他報告事項１件の計６件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は１３件ございましたので、ご報告いたします。 本日の案件のうち、その他報告事項（１）は、奈良市情報公開条例第７条第２号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。

教 育 長	よって、その他報告事項（１）は非公開とすることに決定いたしました。なお、関係課のみでの審議とさせていただきます。 それでは、公開の案件から始めます。教育長報告（１）「令和７年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	資料につきましては、令和７年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書採択に係る参考資料の２つとなっております。なお、参考資料につきましては、本年度実施する中学校及び高等学校の教科用図書採択に関わる、共通の資料となっております。 高等学校では、各教科、科目が細かく分かれており、また、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択に当たって、教育委員の皆様には、令和７年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針に基づき、調査及び研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用していたものとどのような違いがあるのかなどを確認する視点でご審議いただきます。そして、一条高等学校が採択を希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択をしていただくこととしております。今年度も、昨年度と同様に採択を進めてまいりたいと考えております。 それでは、資料の１ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針でございます。１番と２番では、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、また、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。 続きまして、３番では、目録に登載されている教科用図書の中から採択することについて示しております。その中で、「一度採択された教科用図書が「高等学校用教科書目録」に登載されている間は、原則として４年間継続して採択するものとする」とございます。これは、高等学校の場合、学年ごとの大幅な改定が４年に１度行われること、また、毎年違う教科用図書を使用することにより内容の配列が変わるなどの混乱を避けるため、目録に登載されている間は一定の期間継続して採択しようとするものでございます。ただ、内規的要素といたしまして、採択から４年に満たない場合でも、例えば、全く新しい教科用図書が目録に登載され、高校の実態等に応じて、そちらの方がより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能と考えております。 続きまして、４番では、採択の留意点を４点にまとめております。 （１）につきましては、『奈良市教育大綱』と『奈良市教育振興基本計画』をもとにするということでございます。また、（３）につきましては、令和４年度附属中学校に入学した生徒が高校に進学した際に使用することも見据え、附属中学校の教育活動を踏まえることとしております。

	5 番におきましては、情報開示、採択の手続き等に関する留意点を示しております。以上を、奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針といたします。 続いて、2 ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。研究部会で調査及び研究した内容をもとに選定委員会で審議し、研究結果報告として、希望する教科用図書が報告されます。報告を受けて市教委で審議し、臨時教育委員会において採択を決定するという流れになっております。 続いて、3 ページと 4 ページは、奈良市教科用図書選定委員会規則です。また、5 ページと 6 ページは、奈良市教科用図書選定委員会開催要領です。なお、これらの規則及び開催要領は、奈良市立中学校の教科用図書採択でも供用される規則・要領となっております。 7 ページ以降につきましては、採択に向けての流れ、名簿、報告書の様式一式等を資料として添付しております。以上を踏まえ、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。
柳 澤 委 員	細かいことで恐縮ですが、10～11 ページに、研究員名簿のリストがあるんですが、これは、一条高等学校在職教員のほぼ全員なのか、半数程度なのか教えてください。
学校教育課長	こちらには、ほぼ全員が入ると考えております。
柳 澤 委 員	私もそうだと思うんですが、そもそも、基本的には全員で分担してやりましょうという趣旨ですか。分かりました。ありがとうございます。
新 井 委 員	研究結果の報告は、ある意味、教科書を評価した結果を出すところだと思います。もちろん教科書の内容が最優先で評価すべき事項だとは思いますが、GIGA スクールで 1 人 1 台端末を配るようになってもう 4 年経ちます。ですが、多くの子どもがランドセルに紙の教科書とタブレットをたくさん詰めて学校に通っている状況がまだ続いているのはどうなのかと、僕は思っています。 どこに書いてあったか覚えがないですが、利便性というか、使い勝手についての評価の手法もあったような気がするんですが、学校生活を送る上でどのように教材を持ち歩いているかということも想像し、そういった側面を使い勝手として評価してもよいのではないかと思います。 もちろん、デジタル教科書という、紙の教科書とはまた別の高度なメディアとして販売されているものもあると思うんですが、紙の教科書をそのまま PDF 化したレベルのものもあるはずだと思います。そういったものを取

り扱い、配布する出版社があるかどうか。

教科書を持ち帰らなくても、宿題で必要な部分だけ自分のタブレットのカメラで撮影して、その画像を家で使うとか、やり方は色々あると思いますし、もちろん検討されていると思いますが、そういうものも含めて一番障害の少ないものが、一番使い勝手の良い教科書だという考え方もあるかと僕は思っています。

そもそも、出版社としては販売したいため、使い勝手を優先して教科書のデジタルデータを子ども向けにどんどん配布することは、恐らくないと思います。そのため、無償で配られている教科書と同じものをデジタルでも使える状態にすることを認めてほしいというメッセージを、奈良市や奈良県から出していった方がよいのではないかと考えています。

待っているだけでは、出版社としては、デジタル教科書を販売すること以外には絶対に動かないと思います。今の、無償で配られている教科書をうまくデジタル化し、少しでも持ち運ぶ負担を減らす工夫にそろそろ取り組んでもよいかと考えていますので、そういうのが総括に入れられればよいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。この件に関して、何かありますか。デジタル教科書の進み具合は。

学校教育課長

今回の採択では、デジタル教科書について国からも通知がありました。今おっしゃっていただいたように、紙の教科書を決定する行為ではありますが、デジタル教科書についても一部、英語に関して5月上旬に資料として提供いただけるということも国から情報として入っておりますので、そういった点については研究を進めてまいりたいと考えております。

新 井 委 員

僕の捉え方だと、デジタル教科書は、紙の教科書と違う内容物がたくさん含まれた、少しリッチな有償コンテンツなんです。そうではなく、紙の教科書をタブレットで表示する、それだけです。それを業界で何と呼ぶのかは分かりませんが、要は、同じ内容のものであればお金もかからないはずだろうという意味を込めて、デジタル教科書とはあえて僕は言っていないです。

デジタル教科書は高いと思うので、なかなかすぐに全面導入というわけにはいかないと思いますが、デジタル端末を配り始めてもう4年経っていますので、デジタル教科書への過渡期の今、うまく紙を持ち歩く負担を下げつつ著作権的にも問題ない方法を、実践している例があってもおかしくないはずです。奈良も、県全体でデジタル端末をうまく調達できていますので、何か方法を考えられてもよいのではないかと考えています。

教 育 長	新井委員がおっしゃっているのは、デジタル教科書とは別に、単に紙の教科書をタブレットで PDF として使うことが可能になるかどうか、研究を進めてはどうかということですね。簡単に言うと、教科書を解体してスキャンし、PDF 化するイメージでしょうか。
新 井 委 員	極端に言えば、そういうことです。
教 育 長	分かりました。そのことは奈良市としてだけではなく県全体で考えられる方法を、どこでどう協議して進めていくのかや、著作権の問題も含めて情報を集めて研究していきたいと思います。 その他、意見ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	デジタルトランスフォーメーションに関する今の話の続きですが、デジタル教科書に当たり、タブレットはあのサイズでよいのかどうか。今日も、出席理事者の数名はタブレットをご使用ですが、やはり少なくとも A4 サイズの資料が同時画面に表示できるような、つまり、元とほぼ同じサイズで見られることは必要かと思います。 小学校でも、子どもたちは一生懸命タブレットを使っていますが、発想が閉じ込められてしまうような気がします。まだタブレット型教育が始まって年数も浅いですので、ICT 化が本当によかったのかどうかを検討課題ではないかと思います。 むしろ、持ち歩かないという前提では、基本的には 15～16 インチのタブレットの方が、子どもたちの理解のためにより好ましいのではないかと思います。小さい画面を集中して見ることにメリットはあるでしょうけれども、教育工学的にその辺りの評価が知りたいです。熟練者であれば、コンパクトであればあるほどありがたいということになります。が、初めて学ぶ子どもたちにとって、タブレットサイズが前提とされているというのは少し違和感があります。専門家の立場からまたお聞きできればと。
新 井 委 員	教育委員会の議論からは少し逸脱しているかもしれませんが、例えば大学生の様子を見てみると、最近はスマホでレポートを提出する人も結構多いです。恐らく、やっているうちに大丈夫にはなると思うんですけども、本当にケースバイケースだと思うので、分かりません。
教 育 長	タブレットの入れ替えの時期が来年度に迫ってきていますので、そのことも含めての議論は必要だろうと思います。今は、県域で調達する方向です。こうしたご意見も踏まえて県全体で検討していかなければならないと思います。 小学生の初期の段階で、このタブレットサイズで本当に教育効果があるのかどうかは、検証を進め、またご意見も賜りながら検討していきたい

	いと思います。 ほかにご意見ございませんでしょうか。
川 村 委 員	今、タブレットのお話がちょうど出たのでお話ししますが、画面を見続けることによる、子どもたちの目や姿勢への影響も考えていただきたいです。例えば、ブルーライトをカットできるような眼鏡があるのであれば、そういったものも良いです。実際にタブレットを長時間使うということで、子どもの被害を最小限に抑える手立てがあるのであれば、一緒に考慮していただきたいと思います。
教 育 長	今ご意見をいただいた点も、今後の課題として研究していきたいと思っています。今回は、紙の教科用図書の採択の手順と確認方針等をご確認いただくということですので、この件に関してほかにございませんでしょうか。
梅 田 委 員	今、様々なご意見が出ましたが、ICT 化が進むにつれてそれも加味しながら、それぞれの校種におけるより効果的な学習という観点で、どの教科書の採択が適切かという議論につながっていくのだと思います。 様々な項目が研究の観点として挙げられていますが、ICT の活用による効果がある教科においては、そのような内容についても研究結果の中に含めていただきながら、報告内容としてまた上げていただければと思います。
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、ほかにご意見がないようですので、教育長報告（１）「令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。 次に、教育長報告（２）「令和 7～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」、続けて学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	資料につきましては、「令和 7～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」及び教科用図書採択に係る参考資料の 2 つとなっております。 現行の学習指導要領では、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等という、3 つの柱から資質・能力が整理されております。中学校におきましては、道徳科や外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動も含めた各教科等の指導を通して、これからの時代に求められる資質・能力を偏りなく育成されるべきこと、また、子どもたちがこれらの資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められていることが明記されております。

奈良市立中学校教科用図書採択につきましても、このことを踏まえた採択を進めてまいりたいと考えております。

それでは、資料の1ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針でございます。前文では、適切な教科用図書を採択するために基本方針を定めることを謳っております。中学校の教科用図書採択に当たっては、これまでも基本方針を定めて進めてまいりました。本年度も同様に進めてまいりたいと考えております。

1番、2番におきまして、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、また、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。

3番では、採択は中学校用教科書目録（令和7年度使用）に登載されている教科書の中から行うこととしております。

4番では、採択における留意点を3点にまとめております。（1）では、学習指導要領の趣旨や『奈良市教育大綱』、『奈良市教育振興基本計画』及びこれからの奈良市の教育活動の展開に適したものであることと明確に示しております。また、（3）には中学校の教科用図書を調査及び研究する5つの観点を、アからオとして示しております。「ア 資質・能力の育成の視点」、「イ 奈良市教育振興基本計画との関連」、「ウ 題材の選択及び扱い」、「エ 編集の工夫」、「オ 使用上の便宜」です。

今回の採択に当たり、研究すべき内容や奈良市が目指す教育との関連をより明確にするため、前回の中学校教科用図書採択の項目よりも整理しております。例えば、「ア 資質・能力の育成の視点」では、学習指導要領に示されている3つの資質・能力を育成するために、教科用図書においてどのような工夫がされているかを考慮し、調査及び研究を行っていただくこととしております。また、「イ 奈良市教育振興基本計画との関連」では、奈良市が目指す教育を実現するため、探究的な学び、協働的な学びなど、子どもたちに必要な力の育成を図る上で効果的に活用できるかを考慮し、調査及び研究を行っていただくこととしております。

続きまして、5番では、採択の手続きに関わる会議の公開・非公開など、教科用図書採択に関わって、公平性・透明性を追求する手立てについて記述しております。以上、奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針としてまいりたいと考えております。また、7番にも示しておりますように、一条高等学校附属中学校で使用する教科用図書の採択につきましても本基本方針を適用したいと考えております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。ここでは、奈良市立中学校教科用図書採択の手順を示しております。まず、市教委が選定委員・研究員を委嘱又は任命いたします。研究員は、研究部会で教科用図書の調査及び研究を行い、その研究結果を選定委員会に報告します。そして、選定委員会は研究部会から報告された研究結果等を審議し、その結果を市教委に報告します。最後に、市教委は報告された研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において、臨時教育委員会の場で教

	科用図書の採択を決定するという手順となっております。 続きまして、3ページから6ページにつきましては、先ほどの高等学校の採択と共用の資料となっております。 続きまして、7ページには、中学校教科用図書の採択に係る流れを示しております。7月の選定委員長報告において、それまでの選定委員会にて審議した内容を報告し、市教委にて慎重に審議のうえ、教科用図書を採択していただきたいと考えております。 最後に、8ページ以降の資料につきましては、研究報告書等の様式を一式添付させていただいております。以上を踏まえまして、令和7～10年度使用奈良市立中学校教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。 よろしくお願いいたします。
教 育 長	それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問よろしくお願いいたします。
新 井 委 員	先ほどの案件で使用上の便宜について言及しましたが、こちらの資料の10ページに書いてありました。調査の研究の観点の「5 使用上の便宜」です。ここに、(4)として「デジタル化の推進」や「デジタルコンテンツの充実」など、そのような項目を入れればよいのではないかなというニュアンスでした。
柳 澤 委 員	2ページは、①から⑬の通し番号で書いてある、手順書です。順番を改めて理解しましたが、⑦で、市立中学校は様式4で市教委に報告すると書いてあります。私の記憶違いかもしれませんが、様式4の原本は、奈良市教育委員会には提出されていたでしょうか。
学校教育課長	この様式4につきましては、事務局の方に原本が提出されており、それを取りまとめた形でお示しはさせていただいたかと思いますが、全てをご提供する形ではなかったかと思います。
柳 澤 委 員	その理由は何でしょうか。合理的な説明をお願いします。基本的に選定委員会には、下部組織の研究部会からの資料がフルセットで添付されて上がってきますよね。それと同じような意味合いの矢印と通し番号ではないかと思うんですけども。
学校教育課長	この報告書がかなりの分量になるという事情があり、事務局で判断し、まとめた形でお示しさせていただいておりますが、今回については、教育委員の皆様にご覧いただけるような形でご提供させていただきたいと考えておるところです。

柳 澤 委 員	私たち教育委員に向けて教科書選定のときに出てくるのは、あえて言うとも A4 用紙 2 枚程度ですよね。それではおまとめいただいたようにとても見えないですし、かなり端折って結論だけを見せているように感じます。例えば、市民対象の教科書展示会での意見については、我々は全て目を通していているわけです。そうであるにも関わらず、市立中学校各校から上がってくるオリジナル資料を拝見できていないというのは、選定上かなり問題があると私は思いますけれども、いかがですか。
学校教育課長	ご指摘のとおり部分があるかと思いますが、今後につきましては全ての資料をご覧いただける形で準備させていただきたいと思います。
柳 澤 委 員	よろしくお願いいたします。
教 育 長	今まで、点数化し、結果だけを一覧表にしてしまっていたため、研究の過程や評価の中身が伝わっていないというご指摘です。事務局の方で準備をよろしくお願いします。 その他、ございませんでしょうか。
川 村 委 員	私も、資料 1 ページの 4 の（２）「市立中学校の実態に適したものであること」という言葉がとても引っかかっておりました。私たちは現場を知りえないからこそ、実際に現場を知っていらっしゃる先生方がどんな思いで今回の教科書を見てくださっているかというのは、とても貴重な資料です。昨年度、小学校の教科用図書採択ではそういった形のものは見せていただかなかったので、今回の中学校の分は、ぜひ私も拝見したいと思います。
教 育 長	それでは、今ご指摘のあったように、採択に関わる各委員の資料となるものについては、詳細に提供することと、また、新井委員のご指摘のとおり、５番の使用上の便宜のところ、文言を整理してデジタル関連のことを（４）として入れるとのこととでございます。 その他、ございませんでしょうか。
梅 田 委 員	昨年度、小学校の採択に関わって選定委員として委嘱された方で、確認項目には当たらないけれども教科書に著書と氏名が載っていたということで、ご自身から途中で辞退されたということもあったかと思えます。その選定委員であった方に、直接の責任があるというものでは全くないわけですが、委員の選定に当たっては、より慎重にご判断いただければと思います。よろしくお願いします。
教 育 長	そのことについては、慎重に本人等に事前に伝えて確認をするということとでございます。

	それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（２）「令和７～１０年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。 続いて、教育長報告（３）「奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部改正について」、引き続き学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	個人情報の保護に関する法律の改正によって、奈良市議会令和４年１２月定例会において奈良市個人情報保護条例が廃止され、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例が令和５年４月から施行されました。このことに伴って、要綱中の文言を改める必要があり、奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱第９条第１項中の「奈良市個人情報保護条例（平成２１年奈良市条例第５１号）」を、「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年奈良市条例第４９号）」に改めたものでございます。 資料につきましては、１ページに今申し上げた内容がまとめてあり、２ページに改廃調書、３ページに新旧対照表、４ページに新しく改めたバンクの設置要綱となっています。６ページは、改める前の要綱を資料としてつけております。
教 育 長	この件に関して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（３）「奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部改正について」は、了承いたします。 続いて、議案の審議に移ります。議案第１号「明治小学校の土地の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。
教育施設課長	本議案につきましては、明治小学校の敷地の一部が、隣接地の旧明治幼稚園の敷地となっていることが判明したため、過日、地籍測量を行いました。その結果、現在明治小学校敷地として登録されている公有財産の一部に用悪水路が含まれていたため、当該用悪水路について教育財産としての用途廃止しようとするものでございます。 ２ページ目以降に、位置図、構図、登記完了証を添付しております。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。
柳 澤 委 員	素人なので、見方が分からないというのを前提にお聞きください。４ページの登記完了証で学校用地となっている５９７番３は、区画丈量図で拝見すると幼稚園の敷地になっているように見えて、よく分からないので、ご説明いただけますか。 丈量図に測量結果が書いてあって、今回の用途廃止の水路の西側が小学校、東側が旧幼稚園の敷地という理解でよいのでしょうか。５９７番３

	は既に旧明治幼稚園の敷地になっているんですが、4ページの登記完了証では、597番3は学校用地と表記されています。ここの整合性はあるんでしょうか。
教育施設課長	597番3につきましては、既に幼稚園の用地となっておりますので、学校用地となっております。
柳澤委員	幼稚園は用途廃止してきた流れの中ではなかったんでしょうか。
教育施設課長	一旦、今回の測量に関しましては、民間に無償譲渡する前と想定して学校用地とさせていただきます。
柳澤委員	要は、幼稚園の用地ではなく学校用地として残して、明治小学校がお使いになるということよろしいかということです。
教育施設課長	597番3は、幼稚園用地です。
柳澤委員	明治幼稚園は存続しているんですか。
教育施設課長	明治幼稚園は閉園しており、敷地は民間に無償で貸与しております。
柳澤委員	旧幼稚園の土地は、学校用地として除去しなくていいんですかという質問なんですけど。
教育施設課長	あくまでも幼稚園ですので、文科省基準の学校用地という形になります。
柳澤委員	そうすると、幼稚園敷地は全て学校用地だという認識でよろしいですか。
教育施設課長	そうでございます。
教 育 長	その他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第1号「明治小学校の土地の用途廃止について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議はございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

令和6年5月12日をもって任期が満了となる東委員、虎杖委員、福西委員、伏浦委員に代わり、今回新しく2年間、香川委員、紀委員、小西委員、小林委員の4名を委嘱又は任命しようとするものでございます。

今回は、学校教育関係としてご意見をいただいていた委員が1名、社会教育関係としてご意見をいただいていた委員が3名退任されるという形になります。

学校教育関係としてご意見をいただく小林委員につきましては、これまで学校と公民館の連携について色々取り組んでこられた立場でのご意見を伺えるものと思っております。また、以前、地域教育課の課長を務められたご経験もありますので、そういった面でも、様々な角度からのご意見をいただけるかと考えております。

また、社会教育関係としてご意見をいただく紀委員につきましては、これまで男女共同を推進する立場で色々な活動をされてこられたため、社会教育として大切な、男女共同の分野からのご意見をいただけるものと考えております。

香川委員につきましては、天理大学の学生ですが、担い手世代の育成は非常に大きな重要なテーマとなってくると考えております。そういった立場での実践的な学びも実際に経験されているという社会学部での経験を生かして、そして実際に、平城西公民館等では社会教育実習にも取り組んでおられるということで、現役世代からのお声と若者の目線からのご意見がいただけるかということで考えております。

そして、小西委員につきましては、長年にわたって地域と学校の連携に取り組んでこられているという立場から、色々な角度でのご意見をいただけるものと考えております。このような趣旨のもと、以上4名を委嘱又は任命させていただきたいと考えているものでございます。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員

前回の選任時にも申し上げたのですが、特定の個人をあれこれという趣旨ではないですが、3番の方のご説明で、公民館に対してどういう立場で関わられたのか聞き取れなかったんですけれども、例えば何かの企画を当該公民館で、学生の立場で積極的に関わってこられたというところまで把握されているのかなという理解をしました。ですが、一般的に、学校教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者と同列の社会教育の関係者として、学生が参入するという趣旨で読み取るのは拡大解釈ではないかという気がします。例えば、代表でなくても何かNPOの活動に理事や役員等として活動している実践例があったり、ボランティアの取りまとめ役をしていたりということなの

	か、それとも、当該公民館の、全体のうちの1つの企画に参加しているという立場なのか、この辺りは明確にしていきたいです。 法令等に反するからできないということを承知で申し上げますが、委員は、奈良市公民館条例第5条第2項の「次に掲げる者」の（１）～（４）に続き、その他として「特に教育委員会が必要と認めた者」とするとか。社会教育の関係者として学生を迎えるのは趣旨を拡大解釈され過ぎではないかという気がするんですが、そこはいかがですか。
地域教育課長	香川委員は現在、天理大学の学生です。現在は、奈良市公民館の主催事業や、講座等のサポートに貢献しながら社会教育を学んでおられる立場にはございます。ただ、先ほど申しましたように、公民館事業での実習や実際に取り組んでおられる経緯、また、公民館の意義や専門の職員の役割について、実践的に日々研究を重ねておられる立場であることを考慮しております。もちろん、担い手世代としての生の声をいただけることも非常に重要ですが、単なる担い手世代の代表者という形で選ばせていただいたわけではなく、社会教育学部での日々の研究やご自身の色々な体験も重ねた上での実践的な生の声を聞かせていただけることが貴重な存在になるかと考えており、指名させていただいているという次第でございます。
柳澤委員	それならば、天理大学のみならず様々な大学があり、その中に社会経営学部が多くありますので、むしろ奈良市内に在住の学生への公募制にしてエントリーしていただき、こういったことをやりたいということも受け止める形で審査して選ぶという方法もあると思うんですけれども、今回はどのように決め打ちされたのか、経緯だけ教えてください。
地域教育課長	今回は、学識経験のある者として元々メンバーとして加わっていただいている杉山委員のご推薦もあり、このような形になるかと考えております。
柳澤委員	手続き上に瑕疵があるとは申ししておりません。もう少し広く、様々な人材をサーチされてもよかったのではないかという趣旨なんですけど、これはもちろんこれで結構です。
地域教育課長	今後は、そういった形の学生等、幅広く募集が可能な人材につきましては、しっかり検討していきたいと思っております。
教 育 長	その他、ご意見はございますか。
川村委員	公民館運営審議会について私も勉強不足で、今回、2月に開催された会議録を拝見させていただきました。その中で、各委員からの様々なご

意見がありましたが、大学生に関しても記述がございました。やはり、公民館の企画やそれに対する評価等を考える中で、子ども・若者の公民館利用者の隔たりや固定化が課題となっているということが、実際に委員から意見として上がっていました。ただ一方で、奈良市内の公民館で頑張っている大学生や若者が、講座を手伝ってくれたり、持っている大学生の力を発揮して公民館自体を支えてくれたりしている、担い手なんだということも話されていました。本当は子育て世代の若いお母さんや保護者を対象にした企画にたくさんの参加がほしいけれども、その前段階として、大学生や地域の若者を担い手として今後考えていってほしいというご意見が載っていましたので、今回の大学生は、それもちょうとしたフィードバックとして受け止めて実践してくださっているのかなと受け取りました。

ただ、天理大学の先生がいらっしゃるからということでありましたが、柳澤委員もおっしゃるように、公募という形でもよいですが、幅広く偏らず参入していただければと思います。

また、その会議録の中には、昨年の12月定例会で地域ふれあい会館への移行案が撤回されたということも書かれていて、それに対する市民や利用者の不安に配慮しながら今後しっかり検討していきたいというご意見もありました。これに関して、何か私たちも今伺えるものがあれば、教えていただきたいと思います。

地域教育課長

学生につきましては、今後しっかり検討していきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

また、ふれあい会館との考え方ですが、現時点でふれあい会館については、地域全体の拠点という形になるかと思っております。公民館は、社会教育などの拠点の役割を担うことになると思いますので、それぞれの役割があるということもあり、現時点では、それを絡めてこういう形で複合的に運営していきますという形や、こういう方向性で進めていきますという形の結論までは、この場では持ち合わせておりません。ご指摘いただいたところは、本当に重要な点になっていくかと思っておりますので、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

教 育 長

ほかにはご意見ございませんでしょうか。

梅 田 委 員

この委員につきましては、異議ございません。今出たご意見の流れも踏まえながら、今後の検討に生かしていただければと思っております。

また、今少し触れていただいておりますけれども、奈良市内の公民館、そしてふれあい会館などとの関連も含めながら、そのあり方について運営審議会においてどのような議論を進めるのかという部分については、今、非常に大きく様々な議論も必要な状況にあるのではないかなと思っております。

	地域の实情に応じて、地域住民の声を十分に踏まえた公民館の運営と謳われているということを考えたときに、奈良市として、どのようなあり方を歩んでいくことが適切なのかという審議をする場として、そこで議論をしっかりと重ねていただいた上で、奈良市全体でのあり方に対応していけるような道筋を、しっかりと積み重ねていただければと思っています。
地域教育課長	ご意見ありがとうございます。今後、本日いただいたご意見をしっかりと心に留めて、取り組んでいきたいと思っています。
教 育 長	課長が申しましたように、公民館運営審議会そのものは、公民館における事業の企画実施に関する調査を審議するという目的であります、社会教育の中の公民館のあり方については、公民館運営審議会においても広くご意見を伺うということをしっかりやっていきたいと思っています。一方、社会教育委員会もごございますので、今、梅田委員からもあったように、市民の代表からお声を聞くなどして、今後、社会教育の中身をしっかりと議論をしていきたいと思っています。 ほか、よろしいでしょうか。
新 井 委 員	条例の第 5 条で、委員の定数を 20 人とするとありますが、現状は 10 名で半分です。これは、問題なく十分な数と捉えてよいのですか。
地域教育課長	確かに、人数的には 20 名まで委員になっていただけるという形ではございますが、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進という面においても、今回の構成メンバーのご経験を勘案すると、人数的には少ないですが十分対応していただけるものと考え、その上での 10 名になっております。
教 育 長	それでは、よろしいでしょうか。 ご意見がないようですので、議案第 2 号「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 これで非公開を除く、本日の全ての案件は終了いたしました。

非公開案件	
いじめ防止生徒指導課長	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。 その他報告事項（１）「奈良市立小学校におけるいじめ事象について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
教 育 長	これで、本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡はございませんでしょうか。 それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会といたします。